

臨時休業について（弾道ミサイル飛来時）

午前7時までに「屋内避難の呼びかけ」があった場合は臨時休業とします。午前7時以降、始業までの間に「屋内避難の呼びかけ」があった場合も臨時休業とします。

登校中に「屋内避難の呼びかけ」がある場合も想定し、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物内に避難することと、指示があるまで屋外に出ないようお子さんに伝えてください。

始業後に「屋内避難の呼びかけ」があった場合は避難行動をとり、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行います。詳細情報につきましては「内閣官房 国民保護ポータルサイト」にてご確認ください。

学校長